

事務連絡
平成30年3月20日

(別記) 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
高齢者支援課
振興課
老人保健課

本年4月27日から5月6日までの10連休における
介護保険サービス等提供体制に関する対応について（周知依頼）

日頃より厚生労働行政の推進につきましてご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年12月14日に天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律（平成30年法律第99号）が公布・施行されたことに伴い、本年4月27日から5月6日までの間については、10日間連続の休日（以下「10連休」という。）となることが決定されました。

当該法律に係る国会の附帯決議の趣旨等を踏まえ、10連休においても利用者の処遇に支障を来さないよう、医療機関等との連携協力体制の確保が必要であることから、10連休における対応について、「本年4月27日から5月6日までの10連休における介護保険サービス等提供体制に関する対応について」（平成31年3月20日付け老発0320第8号。厚生労働省老健局長通知）を別紙の通り、各都道府県知事宛てに発出し、その周知を図っているところです。

別紙の内容について御了知いただくとともに、貴管下の関係者へ周知いただきますようお願いいたします。

(別記)

公益社団法人	全国老人福祉施設協議会
社会福祉法人	全国社会福祉協議会 全国社会福祉法人経営者協議会
一般社団法人	シルバーサービス振興会
一般社団法人	日本介護支援専門員協会
公益社団法人	全国老人保健施設協会
一般社団法人	日本慢性期医療協会
公益社団法人	日本看護協会
公益財団法人	日本訪問看護財団
一般社団法人	全国訪問看護事業協会
公益社団法人	全国有料老人ホーム協会
一般社団法人	全国介護付きホーム協会
一般財団法人	サービス付き高齢者向け住宅協会
一般社団法人	高齢者住宅協会
特定非営利活動法人	全国盲老人福祉施設連絡協議会
一般社団法人	全国軽費老人ホーム協議会